

第4章 消防用設備等の技術基準
第24 総合操作盤

第4章 消防用設備等の技術基準

第24 総合操作盤

総合操作盤の設置及び維持に関する技術上の基準は、省令第12条第1項第8号並びに総合操作盤の基準を定める件（平成16年消防庁告示第7号。以下「操作盤基準告示」という。）及び総合操作盤の設置方法を定める件（平成16年消防庁告示第8号。以下「操作盤設置告示」という。）によるほか、次による。

1 消防用設備等に係る監視、操作等を行う場所（操作盤設置告示第2、第3関係）

- (1) 防災監視場所の例は、**第24-1図**のとおり。
- (2) 副防災監視場所の例は、**第24-2図**のとおり。
- (3) 監視場所の例は、**第24-3図**のとおり。
- (4) 遠隔監視場所の例は、**第24-4図**のとおり。
- (5) 総合操作盤の構成例は、**第24-5図**のとおり。

2 構造及び機能等

- (1) 総合操作盤は、操作盤基準告示に適合するもの又は認定品とする
- (2) 常用電源
第10自動火災報知設備第3(3)ア及びウを準用する。
- (3) 予備電源又は非常電源
ア 操作盤基準告示第2第8号に規定する「予備電源又は非常電源」の容量は、火災時等に所要の活動等を行うために必要とされる時間中、総合操作盤を有効に作動するに足り得る容量とすること。この場合において、総合操作盤の設置対象である防火対象物が比較的大規模である等、当該防火対象物における消防活動の困難性等に鑑み、総合操作盤は、停電時においてもおおむね2時間以上、複数の消防用設備等の監視、制御等を行うことができるものとする。▲
なお、総合操作盤以外の部分（例：屋内消火栓設備のポンプ、自動火災報知設備の地区音響装置等）は、原則として、個々の消防用設備等の非常電源に係る規定において必要とされる容量以上の容量を有するものであれば足りるが、火災の感知、避難誘導、消防用設備等の監視・制御等に係る部分は、火災時等に所要の活動等を行うために必要とされる時間中、有効に作動できるものとする。●
イ 非常電源は、第23非常電源による。
- (4) 総合操作盤は、操作上又は点検上障害とならないよう、有効な空間を確保すること。
- (5) 総合操作盤の操作スイッチは、床面から0.8m（いすに座って操作するものにあっては0.6m）以上1.5m以下の高さに、容易に操作できる箇所に設ける。●
- (6) 配線
総合操作盤と消防用設備等との監視、制御及び操作に係る配線は、耐熱配線とする。▲

3 設置場所（操作盤設置告示第3から第6関係）

- (1) 総合操作盤の設置場所
原則として防災センターとする。●
- (2) 防災監視場所のうち、防災センターの位置及び構造は、次による。
ア 位置
(ア) 避難階、その直上階、又は直下階で外部から出入りが容易な位置とする。▲
なお、避難階以外の階に設ける場合は、避難階からの専用の経路を有する等、その独立性を確保すること。
(イ) 非常用エレベーターの乗降ロビー及び特別避難階段の付近である等、当該防火対象物の縦動線に容易に

第4章 消防用設備等の技術基準

第24 総合操作盤

近づける位置とする。▲

(ウ) 消防隊の進入口から近い位置とする。▲

また、進入経路は、防災センターに容易に至ることができること。

イ 構造（第24-6図参照）

(ア) 設置された防災システムの監視、操作等及び維持管理が容易にでき、かつ、消防活動の拠点としての使用を考慮した有効な広さ（おおむね40㎡以上）を有すること。▲

(イ) 火災により発生する熱、煙等から、防災要員の安全を確保するため、次のaからdまでの措置を講じること。▲

a 防災センターの壁及び天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを準不燃材料とする。

b 防災センターは、建基令第112条の規定による防火区画とする。

c 防災センターには、換気及び冷暖房設備を設ける。

d 非常用の照明装置を設ける。

(ウ) 火災時の消火水等を含め、漏水、浸水に対して適切な防水措置を講じること。▲

(エ) 防災センターの関係者以外の者が、容易に侵入できないように施錠管理等の措置を講じること。▲

(オ) 防災要員のための仮眠、休憩所等を設ける場合は、当該防災センターに近接した場所で、防災センターと有効に情報連絡がとれる措置を講じること。▲

(カ) 入口の見やすい箇所に、防災センターである旨表示する。▲

(キ) 消防隊が容易に防災センターに到着できる措置（案内表示、施錠管理等）を講じること。▲

(ク) 総合操作盤は、耐火構造の床又は壁にアンカーボルト等で堅固に固定又は同様に固定された卓等に堅固に固定する。

(ケ) 総合操作盤は、日常の監視業務等での使用を考慮しつつ、災害時において消防隊による情報収集又は防災要員等からの情報提供等が有効に行えるよう配置する。▲

4 消防用設備等に係る監視、操作等（操作盤設置告示第3関係）

操作盤設置告示第2第7号に規定する「防災要員」の資格は、次のア及びイの要件を満たす者であること。▲

(1) 防災監視場所に設置する総合操作盤の監視、操作等に習熟した者

(2) 政令第4条の2の8第3項第1号に規定する「自衛消防業務の業務に関する講習の課程を修了した者」

5 副防災監視場所において監視、操作等を行う場合（操作盤設置告示第4関係）

(1) 利用形態、管理区分、建築形態等から判断して、部分ごとに監視、操作等を行うことが適当と認められること。

(2) 操作盤設置告示第4第4号に規定する「所要の計画」には、次のアからウまでに掲げる事項を記載すること。

ア 防災監視場所と副防災監視場所の役割分担、代表指揮権、管理体制等

イ 副防災監視場所が無人となる場合の管理体制

ウ 副防災監視場所において監視する部分で火災が発生した場合の火災確認（駆けつけ方法）、初期対応（通報連絡、避難誘導等）

(3) 防災監視場所及び副防災監視場所の双方で消防用設備等の操作を行う場合は、当該操作時点における操作の優先権を有する場所を明確に表示すること。

6 監視場所において監視等を行う場合（操作盤設置告示第5関係）

(1) 監視対象物は、令8区画がなされている場合を除き、当該対象物全体を一の監視対象とする。この場合において、一の監視対象物の監視等は、一の監視場所において行うこと。

(2) 操作盤設置告示第5第2号ただし書きに規定する「監視対象物の位置、構造、設備等の状況から判断して、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限に止めることができる」と認められる場合」とは、監視対象物が10階以下の非特定用途防火対象物であって、火気の使用がなく、かつ、多量の可燃物が存置されていない場合をいう。

第4章 消防用設備等の技術基準

第24 総合操作盤

なお、次のアからエまでに掲げる部分は、スプリンクラー設備が設置されているものとして取り扱って差し支えない。

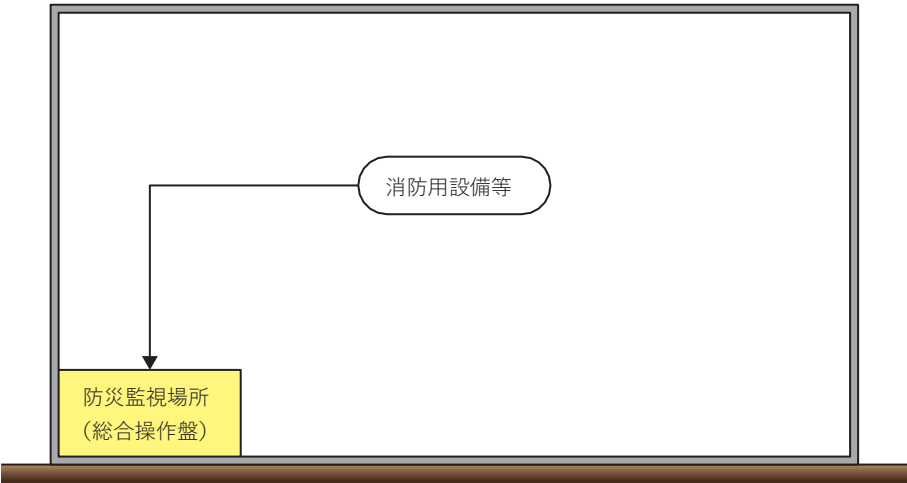
ア 省令第 13 条第 3 項に掲げるスプリンクラーヘッドを設置することを要しない部分（省令第 13 条第 3 項第 11 号及び第 12 号に掲げる部分を除く。）

イ 政令第 12 条に定める技術上の基準により、開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設置されている部分

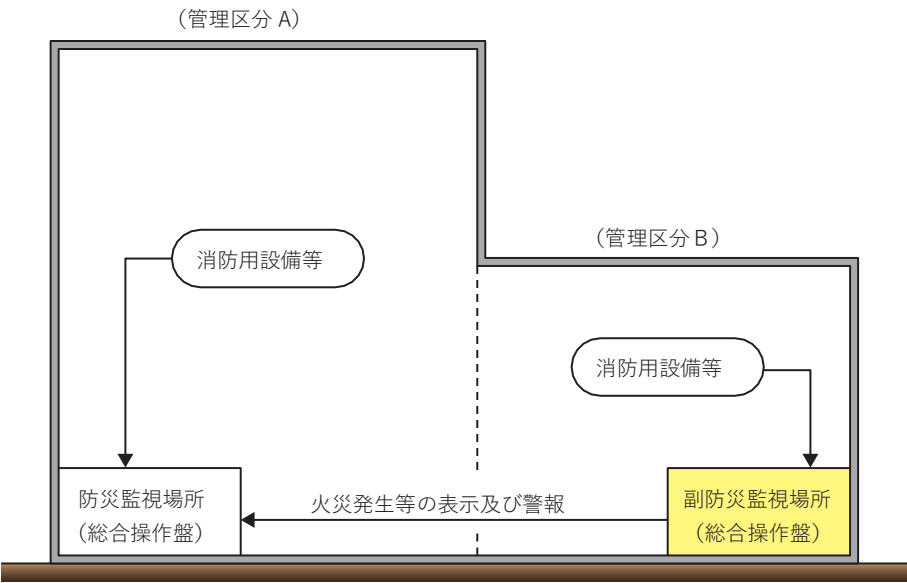
ウ 政令第 12 条に定める技術上の基準により、放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備が設置されている部分

エ 政令第 13 条から政令第 18 条までに定める技術上の基準により、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備が設置されている部分

第4章 消防用設備等の技術基準
第24 総合操作盤

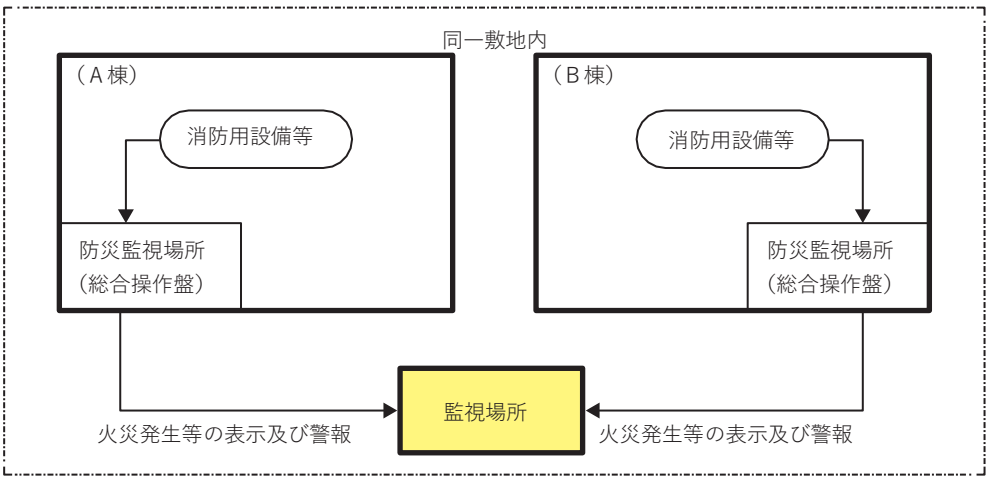


第 24- 1 図

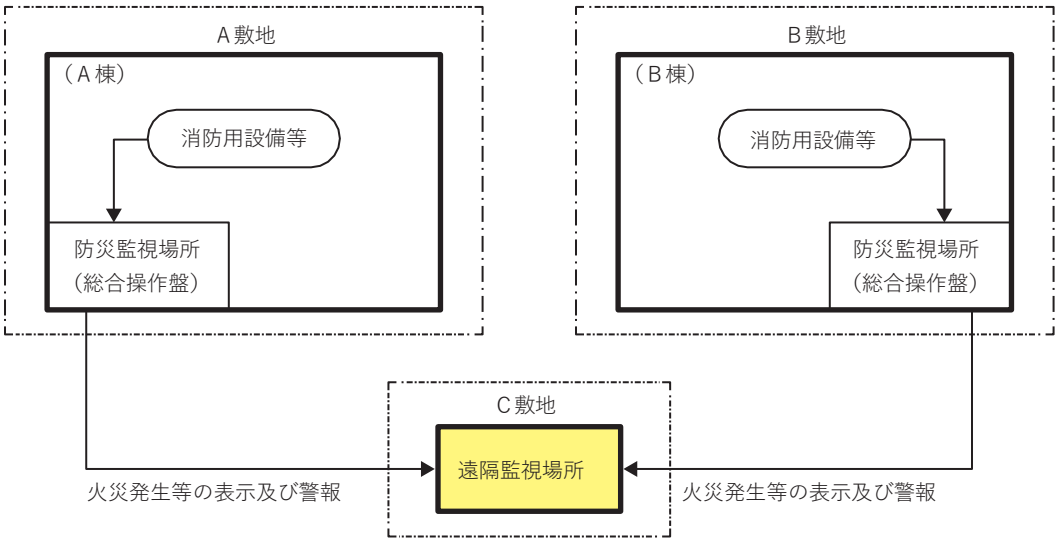


第 24- 2 図

第4章 消防用設備等の技術基準
第24 総合操作盤

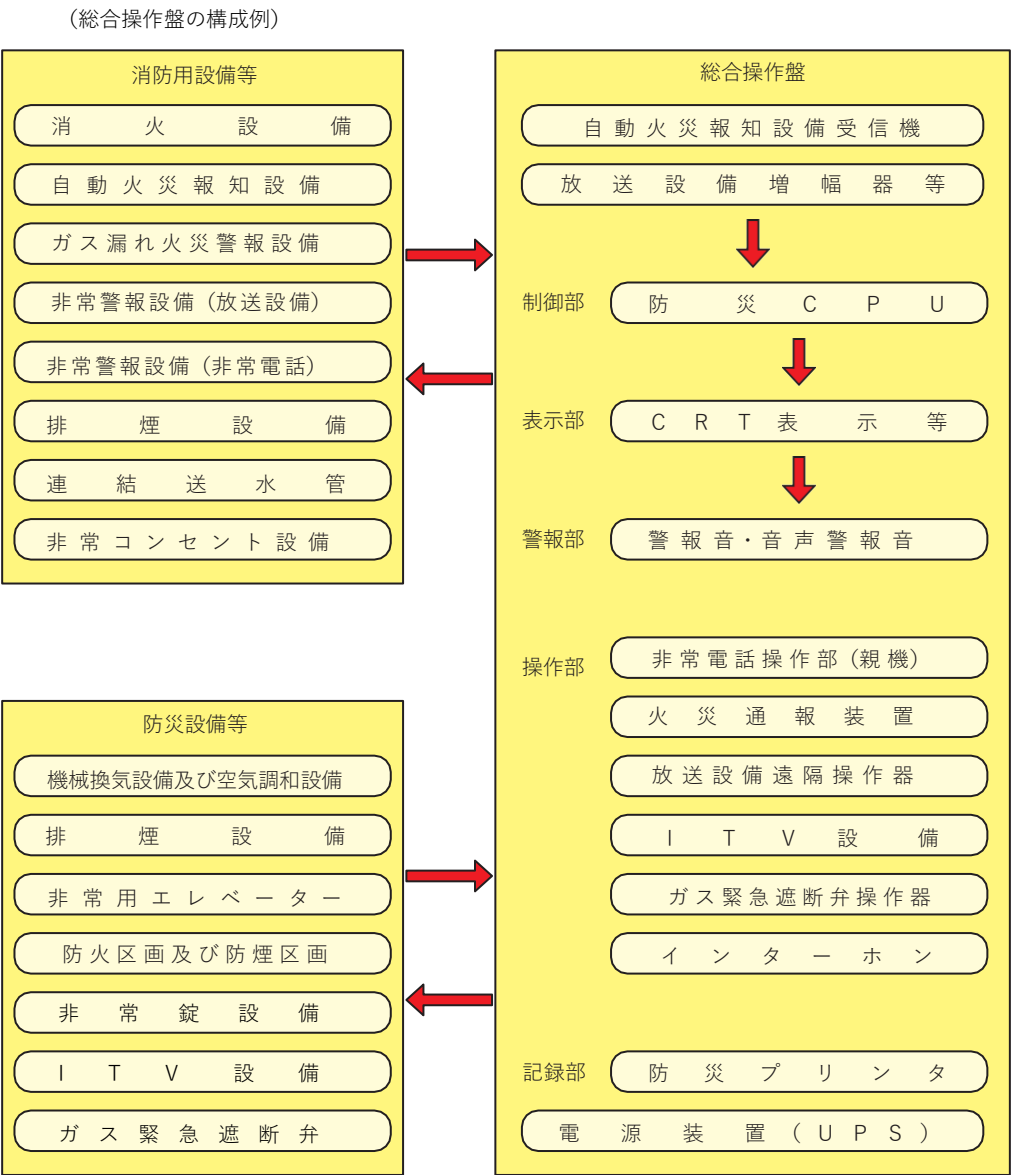


第 24- 3 図

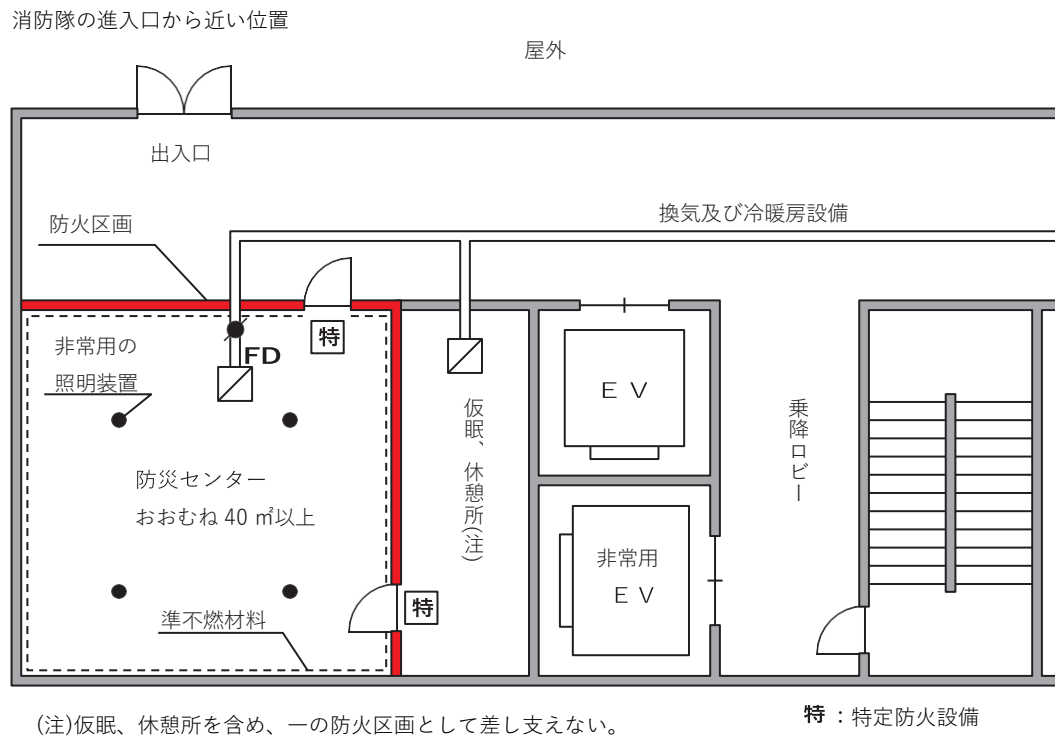


第 24- 4 図

第4章 消防用設備等の技術基準
第24 総合操作盤



第 24-5 図



第 24-6 図